

掛川市条例第 15 号

掛川市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 23 日

掛川市長

(別紙)

掛川市介護保険条例の一部を改正する条例

掛川市介護保険条例（平成17年掛川市条例第115号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
目次 第1章・第2章（略） 第2章の2 指定地域密着型サービス事業者の指定等の基準（第11条の2－<u>第11条の5</u>） 第3章・第4章（略） 附則 （保険料率） 第3条 <u>平成24年度から平成26年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,600円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>30,600円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>45,600円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>60,600円</u> (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>67,200円</u> (6) <u>令第39条第1項第6号に掲げる者 76,200円</u>	目次 第1章・第2章（略） 第2章の2 指定地域密着型サービス事業者の指定等の基準（第11条の2－<u>第11条の8</u>） 第3章・第4章（略） 附則 （保険料率） 第3条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>35,400円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>45,600円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>52,800円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>63,000円</u> (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>70,200円</u> (6) <u>次のいずれかに該当する者 84,000円</u> ア <u>合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> イ <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項の要保護者（以下「要保護者」</u>

(7) 次のいずれかに該当する者 91,200円

ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が190万円以上300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項の要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（同法第2条の保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 106,200円

ア 合計所得金額が300万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(9) 前各号のいずれにも該当しない者
121,200円

という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（同法第2条の保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 91,200円

ア 合計所得金額が120万円以上190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 105,600円

ア 合計所得金額が190万円以上290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 119,400円

ア 合計所得金額が290万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 140,400円

ア 合計所得金額が400万円以上700万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれに

	<u>も該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u> <u>(11) 前各号のいずれにも該当しない者</u> <u>154,200円</u>
2 <u>令第39条第1項第5号イの市が定める額は、125万円とする。</u>	2 <u>所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、32,400円とする。</u>
3 <u>令第39条第1項第6号イの市が定める額は、190万円とする。</u> (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合) 第5条 (略) 2 (略) 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、ロ若しくは<u>ハ</u>、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ又は第6号ロの規定（以下「被保護者等該当規定」という。）に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第6号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。ただし、当該該当するに至った被保護者等該当規定による保険料の額が当該該当するに至った日において課されていた保険料の額以上となる場合にあっては、この限りでない。 4 (略) (保険料の減額又は免除) 第10条 (略)	(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合) 第5条 (略) 2 (略) 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、ロ若しくは<u>二</u>、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、<u>第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ</u>の規定（以下「被保護者等該当規定」という。）に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から<u>第9号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。ただし、当該該当するに至った被保護者等該当規定による保険料の額が当該該当するに至った日において課されていた保険料の額以上となる場合にあっては、この限りでない。 4 (略) (保険料の減額又は免除) 第10条 (略) <u>(過誤納に係る保険料の還付又は充当)</u> <u>第10条の2 過納又は誤納に係る保険料がある場合においては、地方税法第17条及び第17条の2の規定の例により、その過納又は誤納に係る保険料を還付し、又は未納に係る保険料に充当する。</u> 2 <u>市長は、前項の規定により過納又は誤納に係</u>

(保険料に関する申告)

第11条 (略)

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準)

第11条の5 (略)

第3章 雑則
(委任)
第12条 (略)
附 則
1～4 (略)

る保険料を還付し、又は未納の保険料に充当するときは、速やかに、当該第1号被保険者又は連帯納付義務者に通知しなければならない。
(還付又は充当加算金)

第10条の3 前条の規定により、過納又は誤納に係る保険料を還付し、又は充当する場合においては、地方税法第17条の4の規定の例により、当該保険料の額に還付加算金又は充当加算金を加算する。

2 前項の還付加算金又は充当加算金に100円未
満の端数があるとき、又はその全額が1,000円
未満であるときは、その端数金額又はその全額
を切り捨てる。

(保険料に関する申告)

第11条 (略)

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準)

第11条の5 (略)
(指定介護予防支援事業者の指定の基準)

第11条の6 法第115条の22第2項第1号の条例
で定める者は、省令第140条の34の2に規定す
る基準に該当する者とする。

(指定介護予防支援等の事業の基準)

第11条の7　法第59条第1項第1号の条例で定め
るもの並びに法第115条の24第1項の条例で定め
る基準及び員数並びに同条第2項の条例で定め
る効果的な支援の方法に関する基準及び同項
の条例で定める運営に関する基準は、指定介護
予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介
護予防支援等に係る介護予防のための効果的な
支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省
令第37号）に規定する基準とする。

(地域包括支援センターの事業の基準)

第11条の8 法第115条の46第5項の条例で定め
る基準は、省令第140条の66に規定する基準と
する。

第3章 雑則
(委任)

第12条 (略)

附 則

1 ~ 4 (略)

5 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から

	<u>平成29年3月31日までの間には行わず、平成29年4月1日から行うものとする。</u> 6 <u>法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間には行わず、平成30年4月1日から行うものとする。</u> 7 <u>法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間には行わず、平成30年4月1日から行うものとする。</u>
--	---

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市介護保険条例第3条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。